

鳥取縣公報

告示

鳥取縣告示第百五十五号

食糧確保臨時措置法（昭和二十三年法律第百八十二号）第十九條第二項の規定により東伯郡倉吉町に左の通り地区農業調整委員会を昭和二十六年四月一日から設置する。この場合には食糧確保臨時措置法施行令第三十七條の第二項により従前の小鴨村農業調整委員会及び倉吉町農業調整委員会はそれぞれ倉吉町小鴨地区農業調整委員会及び倉吉町倉吉地区農業調整委員会となるものとする。

地	名	称
倉吉町倉吉地区	倉吉町倉吉地区農業調整委員会	
小鴨地区	小鴨地区農業調整委員会	

従前の倉吉町の区域 倉吉町倉吉地区農業調整委員会
従前の小鴨村の区域 小鴨地区農業調整委員会

昭和二十六年三月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十六年三月三十日 金曜日
外

本書ノ大キサハ國定規格A五判

鳥取縣告示第百五十六号

鳥取縣下において飼養されている家畜であつて昭和二十五年実施された鳥取縣定期種畜検査に基いて種畜証明書の交付を受けたもので、その種畜証明書の有効期間が昭和二十六年定期種畜検査実施の日以前に満了するものについては、その種畜証明書の有効期間を昭和二十六年定期種畜検査実施の日まで延長する。

昭和二十六年三月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣告示第百五十七号

定期種畜検査が次のように施行されるから家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二條第二項により告示する。

00413

昭和二十六年三月三十日

鳥取縣知事

西

尾

愛

治

種畜検査日割

検査場所	検査日		受検査畜の區別	出場区域	摘	要
	第一次検査	第二次検査				
岩美郡浦富町	四月七日	四月十日	牛馬	岩美郡一円	馬は第二次検査のみに出場すること	
鳥取市吉方町	四月九日	四月十二日	牛馬	鳥取市一円		
氣高郡大正村	四月十日	四月十三日	牛	氣高郡一円		
八頭郡智頭町	四月十一日	四月十四日	牛	八頭郡一円		
若櫻町	四月十二日	四月十五日	牛	八頭郡一円		
船岡村	四月十三日	四月十六日	牛	八頭郡一円		
東伯郡倉吉町	四月十四日	四月十七日	牛	東伯郡一円		
矢送村	四月十五日	四月十八日	牛	東伯郡一円		
浦安町	四月十六日	四月十九日	牛	東伯郡一円		
赤碕町	四月十七日	四月二十日	牛	東伯郡一円		
日野郡溝口町	五月十四日	五月十七日	牛馬	日野郡一円		
江尾町	五月十五日	五月十八日	牛馬	日野郡一円		
日野上村	五月十六日	五月十九日	牛馬	日野郡一円		
根雨町	五月十七日	五月二十日	牛馬	日野郡一円		

00414

鳥取縣告示第百五十九号

農地調整法施行令(昭和二十一年勅令第三十八号)第四十六條第一項の規定により昭和二十六年四月一日倉吉町農地委員会を廃止し倉吉町に次の通り地区農地委員会を設置する。

昭和二十六年三月三十日

鳥取縣知事

西

尾

愛

治

名称	地区	検査日	受検査畜
西伯郡法勝寺村	西伯郡一円	四月十八日	牛馬
余子村	西伯郡一円	四月十九日	牛馬
米子市勝田町	米子市一円	四月二十日	牛馬
西伯郡淀江町	西伯郡一円	四月二十一日	牛馬
御來屋町	西伯郡一円	四月二十二日	牛馬
倉吉地区農地委員会	旧倉吉町農地委員会の区域	四月二十一日	牛馬
小鴨地区農地委員会	旧小鴨村農地委員会の区域	四月二十二日	牛馬

鳥取縣公報

告示

◇鳥取縣告示第四百十号

昭和二十五年度市町村農業共済組合職員資格試験に合格したものは次の通りである。

昭和二十六年三月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

技術職員

岩美郡

山口 政雄 山下 吉藏 広瀬 武夫 岸本 貞美

福谷 良則 小谷 光藏 新田 正夫 横川 逸夫

言水 達雄 中村 賀夫 中島 憲夫 青木 政則

八木谷 茂 福長 久昌 葉刈 嘉平 植木 昭一

馬壁 峰隆 川口 嘉巳 松本 仁吉 西山賢太郎

八頭郡

昭和二十六年三月三十日
号 外 金 曜 日

本書ノ大キサハ國定規格A五拜

山本 正春	小井手貞治	池本 守	竹内 幸一
中家 武夫	平尾 悟	内田 功夫	大村 漆男
西山 秋義	入江 博文	荒田 実	下田 康敵
橋本 巖	長谷 巖太	五利江邦三	畠田 一男
大呂 光博	佐々木幸男	矢部 徳治	藤原 武雄
中村 次男	谷口 稔	西川 博昭	大竹 稔
安藤 壽行	国岡 秀夫	白間 勳	森田 史郎
村上 定信	平尾 重正	正美 條一	中島 哲美
木村 留男	松本 実	中村 貢	堀 峰雄
木村 儀介			
氣高郡			
尾崎 照雄	横田 博治	谷口 清	中原 信次
加藤 知紀	安藤 稔	村井喜代藏	三谷 晃
荒田 昌厚	河田 一堯	坂口 儀夫	谷口 豊吉
南條 庄吉	乾 喜代治	株本 猛夫	中西 美行

00416

戸坂 一郎	谷口 斉	吉田 信義	遠藤 光男
井戸 辺 收	宮石 靖久	谷口 隆男	竹内 迪
山下 悟	前田 豊実	植田 薫	前田 卓
田中 米治	木下 正	田中 貢	吉田 敏
小谷 博道	山根良太郎	谷口 秀雄	
東伯郡			
岡本 正義	浜口 幸雄	佐野 信孝	西山 康男
増井 正好	川村 民治	尾坂 忠	陶山 愛治
岸田 武雄	岡本 豊	内田 三郎	山本 仁
入江 豊	村西 博行	根鈴 文雄	早光富士雄
生田 幸男	進木 康隆	大歳 充	森下伊喜夫
横山寅之輔	吉田 兼好	山根 幸男	塚根 勝
森本 茂	石賀 節	田村 德好	森本 忠義
磯江 逸夫	船越 盛	福田 昭	木天 英治
信方 茂則	三浦 宿	坂本 至	山下 理
山本 武利	伊藤つや子	住田 利壽	井上 秀明
奥田 広	田中雄治郎	松田 一夫	福田 堯
福井 乙一	衣笠 清市	馬西 明德	牧田 春

梶井 成美	信本 修	秋草 重幸	中村 一夫
遠藤 保正	渡辺 幹雄	横山 豊	谷口 武雄
谷本 榮			
西伯郡			
松本 延	松本 正己	高梨 徹男	荒河 正光
安達 一徳	青砥喜久雄	亀尾 茂徳	高橋 良治
陶山 和憲	内田 强	村田 三夫	村口 一二
赤井 敏之	小原 昭二	宅野 知三	大江 数
田中 義郎	山根 京二	奥田 昭一	塚田 勝美
前田 高久	長谷岡 明	米山 勇	山根 武男
来海 正夫	中村 貞一	鳥橋 成孝	森脇 清
砂口 武俊	林原富三郎	永田 昭人	佐野 得治
湯島 良光	松本 善治	水下一郎	浜脇 敏夫
赤井 林二	神原 孝夫	船橋 昶	小山 堯
泉 文治	谷野 衛	大門 叶	山川 忠善
浜田 盛久	角 協	足立 長造	井田 武好
前田喜久雄	吉村 勲	渡辺 章	豊島 照夫
河本 林	野川 辰藏		

00417

日野郡			
林 利一	高柴 家治	木山 照道	和田 高俊
石田 幸治	野口 俊壽	桑原 茂	村上 幸
宇田川 満	田貝 右一	田仲 等	清水 壽幸
塔川 泰治			
事務職員			
岩美郡			
西垣智恵子	米谷 愛子	野田 英子	岸本佐智江
横山 輝久	米原 雪枝	大島 規義	安木 馨
中村 愛造	渡辺 倫行	生田 健臣	小島 忠明
懸樋 正則	山本 正剛	須崎松太郎	大崎彰一郎
米沢弥進弘	中井 保	今井 節夫	
八頭郡			
黒田千鶴子	楮原 謚	山本 仲子	露木 忠治
芦津 英雄	古谷 頼男	小坂 茂	毛利美江子
山根智恵子	入江 貞福	小畑 勲	渡辺 憲一
前田 泰男	前田 松藏	山本 春光	西尾 幸久
佐々木秀雄	原田 纏正	岩成 忠弘	山本勘一郎

岡村 治男	生駒 浩	国本 昇	安住 榮治
山根 一成	田淵 幸憲	下田 守	坂本 孝行
矢部 政信	岡田 仲弘	前田 定男	井上 幸男
白間 幸雄	古田 種光	松岡 操	前田 昭夫
山根 勇治	中村 義之	宮本 成幸	蓮佛 泰人
下田 厚孝			
氣高郡			
大江 才治	湊 信義	小松津満子	西垣 実夫
平尾恵美子	橋本 正毅	中尾あや子	田中 善藏
前田 昭	平田 愛子	西岡 英雄	松尾 虎治
前田美智子	吉田 幸子	星見徳太郎	美多賀鼻昭子
西村 道雄	鷺原みどり	福政 貴達	田川 笑子
中村 春生	小山 富子	稻村祐次郎	松本 博光
岡田 圭二	沢本 達男	森本 好晴	長谷川郷司
横山 英雄	堀 薫	奥村 尙明	田中 善一
宮石 健司	竹本 眸		
東伯郡			
八渡 吉永	新 和枝	中井 房枝	赤本佐都代

水野 節雄	植田 政夫	高天 秀明	山根 勤	川田 健一	景山 鉄雄	関 武郎	小林 金市
山本 博子	松田 輝子	伊藤 聖	磯江 和代	渡辺 浜角	裕子 田中	操 谷野	恒夫
河田 聰	船越 壽儀	梶川 狷二	前田 保	角田 薫角	恒夫 国井	広 高尾	節
横山 一郎	門脇 実成	小倉 昇	井畑 淑子	池淵 勇	本池 羊平	遠藤 吉英	佐々木 慶
福本 勝雅	野口 義郎	足立 大造	松本 信幸	松本 輝雄	北尾 健	秋田 博和	後藤 榮
永田 久榮	下池 憲博	村本 雄治	木下 弘	井上 普資	幅田 智	石山 博美	杉村 武夫
山崎 敏雄	八代 久夫	山田 喬	村瀬 清吉	矢田貝 経春	山根 俊吾	安田 幸高	
土井 正夫	川本 久人	中村 勳	佐々木 清美	日野郡			
藏合 積	宮本 義博	柏 宗良	福田 俊徳	西村 悠紀子	本川 美智子	中田 博	高橋 藤男
御古 宮雄	日野 潔	谷口 康弘	杉根 一成	田村 盛忠	加藤 久壽	伊藤 清	西村 修
中江 義雄	竹信 義之	隅 晃	岩本 昭治	岡山 幹男	景山 勇	田中 宏	砂口 一正
牧田 敏雄	田熊 猪佐雄	岩垣 定福	矢積 延雄	本庄 和雄	末次 理治	直田 良一	福田 正樹
川本 淳太郎	徳田 武彦	山口 隆壽	榊井 敏雄	長尾 貞善	鈴木 喬	久木 育雄	景山 正弘
盛山 操	松下 賢	吉岡 康年	金平 延	遠藤 洋一			
手嶋 洋次郎	圓岡 正美	美船 昇	秋田 俊治				
田中 比	洞ヶ瀬 忠重						
西伯郡							
門脇 哲三	渡辺 愈治	小原 五佐子	遠藤 園子				

昭和二十六年三月三十日印刷
昭和二十六年三月三十日発行

取縣公報

昭和四年四月十五日發行
第三種郵便物認可

鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町

鳥取縣公報

條例

◇鳥取縣條例第十五号

昭和二十二年六月鳥取縣條例第十八号縣會議員等給与條例の一部を次のように改正する。

昭和二十六年三月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

縣會議員等給与條例中改正條例

第三條を次のように改める。

第三條 報酬の支給期日は、一般職の職員の例による。

第四條中「年額報酬」を「報酬」に改め、「月割に
より」を削る。

第五條の二を次のように改める。

第五條の二 縣會議員が調査研究のため縣内を旅行したときは、その日数に応じて一日につき七百円の日

昭和二十六年三月三十日
外 金 曜 日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

額旅費を支給する。但し、当月の旅行日数が十日をこえるときは、特別の事情がある場合を除く外、そのこえる日数に対しては、これを支給しない。
第六條中「及び調査諸費」を削り、「官吏俸給令」を「職員
の給与に関する條例」に改める。
別表(一)を次のように改める。

00420

別表(一)

区分	報 酬 額
縣 會 議 長	月額 一〇、〇〇〇円
〃 副 議 長	八、〇〇〇円
縣 會 議 員	五、〇〇〇円
選挙管理委員 委員長	二、〇〇〇円
選挙管理委員 委員	一、五〇〇円
監 査 委 員	二、〇〇〇円
専 門 委 員	一、〇〇〇円以内
選 挙 長	一選挙につき 五五〇円
投票管理者	四〇〇円
開票管理者	四〇〇円
投票立会人	一日につき 一五〇円
開票立会人	一五〇円
選挙立会人	二五〇円

別表(二)を次のように改める。

区分	鉄 道 貨 物	船 賃	車馬賃 一軒につき	日 当	宿泊料 一夜 に付き	食卓料 一食に付き
縣 會 議 長	一等一等	円	三 一 六 〇	八 〇 〇	六 四 〇	一 六 〇
〃 副 議 長	運賃運賃	円	三 一 六 〇	八 〇 〇	六 四 〇	一 六 〇
縣 會 議 員	運賃運賃	円	三 一 六 〇	八 〇 〇	六 四 〇	一 六 〇
選挙管理委員会 委員長及び委員	運賃運賃	円	三 一 六 〇	八 〇 〇	六 四 〇	一 六 〇
監 査 委 員	一等一等 運賃運賃	円	三 一 六 〇	八 〇 〇	六 四 〇	一 六 〇
専 門 委 員						
選 挙 長						
投票管理者	二等二等		三 一 六 〇	八 〇 〇	六 四 〇	一 六 〇
開票管理者	運賃運賃					
投票立会人						
開票立会人						
選挙立会人						

00421

附 則

- この條例は、昭和二十六年四月一日から施行する。但し、改正別表(一)については、昭和二十六年一月一日から、第三條、第四條及び第六條の改正規定は、昭和二十六年三月一日から適用する。
- 選挙管理委員及び縣會議員の中から選任された監査委員が昭和二十六年一月一日以後の分として既に支給を受けた報酬は、改正別表(一)による報酬の内払とみなす。

◇鳥取縣條例第十六号

昭和二十三年十一月鳥取縣條例第七十六号教育委員給与條例の一部を次のように改正する。

昭和二十六年三月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

教育委員給与條例中改正條例

第二條中「五千元」を「七千五百円」に「一千五百円」を「二千円」に改める。

第三條を次のように改める。

第三條 教育委員が縣内を旅行したときは、その日数に応じて一日につき七百円の日額旅費を支給する。但し、当月の旅行日数が六日をこえるときは特別の事情がある場合を除く外、そのこえる日数に対しては、これを支給しない。

第六條中「官吏俸給令」を「職員給与に関する條例」に改める。

別表中「二等賃金」を「一等運賃」に改める。

附 則

- この條例は、昭和二十六年四月一日から施行する。但し、第二條の改正規定は、昭和二十六年一月一日から、第六條の改正規定は、昭和二十六年三月一日から適用する。
- 教育委員が昭和二十六年一月一日以後の分として既に支給を受けた報酬は、第二條の改正規定による報酬の内拂とみなす。

00422

◇鳥取縣條例第十七号

昭和二十二年六月鳥取縣條例第十九号知事、副知事等給与條例の一部を次のように改正する。

昭和二十六年三月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

知事、副知事等給与條例中改正條例

第二條中「副知事月額二二、〇〇〇円以内」を「副知事月額三三、〇〇〇円」に、「出納長同一八、〇〇〇円以内」を「出納長同一五、〇〇〇円」に「監査委員同一五、〇〇〇円以内」を「監査委員同一二、〇〇〇円以内」に改める。

第三條を次のように改める。

第三條 副出納長の給与は、一般職の職員の例による。

第四條中「官吏俸給令」を「職員の給与に関する條例」に改める。

第五條第二号中「二等賃金」を「一等運賃」に改める。

附則

1 この條例は、昭和二十六年四月一日から施行する。

但し、第二條の改正規定は、昭和二十六年一月一日から、第三條及び第四條の改正規定は、昭和二十六年三月一日から適用する。

◇鳥取縣條例第十八号

昭和二十三年十一月鳥取縣條例第七十二号教育長給与條例の一部を次のように改正する。

昭和二十六年三月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

教育長給料條例中改正條例

第二條中「一万九千円以内」を「二万六千円」に改める。

第四條を次のように改める。

第四條 旅費は、左の各号に定めるものを除き、鳥取縣旅費支給條例を準用する。

00423

一 鉄道賃及び船賃については一等運賃

二 車賃 日当、宿泊料、食卓料及び移転料については国家公務員等の旅費に関する法律別表第一号に定める額にそれ〴〵四割を加算した額

附則

1 この條例は、昭和二十六年四月一日から施行する。但し、第二條の改正規定は、昭和二十六年一月一日から適用する。

2 教育長が昭和二十六年一月一日以後の分として既に支給を受けた給料は第二條の改正規定による給料の内拂とみなす。

◇鳥取縣條例第十九号

昭和二十三年二月鳥取縣條例第六号公安委員給料條例の一部を次のように改正する。

昭和二十六年三月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

公安委員給与條例中改正條例

第二條中「五千円」を「七千五百円」に改める。第四條中「官吏俸給令」を「職員の給与に関する條例」に改める。別表中「二等賃金」及び「上級船賃」をそれ〴〵「一等運賃」に改める。

附則

この條例は、昭和二十六年四月一日から施行する。但し、第二條の改正規定は、昭和二十六年一月一日から適用する。公安委員が昭和二十六年一月一日以後の分として既に支給を受けた報酬は第二條の改正規定による報酬の内拂とみなす。

◇鳥取縣條例第二十号

昭和二十五年八月鳥取縣條例第三十二号鳥取縣旅費支給條例の一部を次のように改正する。

昭和二十六年三月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

00424

鳥取縣旅費支給條例中改正條例

第二條中「特別急行料金は」の下に「部長及びこれに準ずる者を除き」を加え、「当分の間」の下に「これを」加える。

附則

この條例は、昭和二十六年四月一日から施行する。

◇鳥取縣條例第二十一号

鳥取縣地方勞働委員會の委員の手当に関する條例を次のように定める。

昭和二十六年三月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣地方勞働委員會の委員の手当に関する條例

(目的)

第一條 この條例は、地方勞働委員會の委員(以下「委員」という。)の手当について定めることを目的とする。

(手当)

第二條 委員の手当の月額は別表による。

(手当の支給方法)

第三條 新たに委員となつた者には、その日から手当を支給する。

2 委員が退職又は死亡したときは、その日まで手当を支給する。

3 前二項の規定により手当を支給する場合であつて月の一日から月の末日まで支給するとき以外のときは、その手当額はその月の現日数から日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によつて計算する。

4 委員の手当の支給期日は一般職の職員の例による。

附則

1 この條例は公布の日から施行し昭和二十六年一月一日から適用する。

2 委員が昭和二十六年一月一日以後の分として既に支給を受けた手当は、この條例による手当の内拂とみなす。

00425

別表

区分	手当月額額
会長である委員	八、〇〇〇円
公益委員	六、〇〇〇円
その他の委員	四、〇〇〇円

◇鳥取縣條例第二十二号

精神衛生鑑定医の報酬及び旅費等に関する條例を次のように定める。

昭和二十六年三月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

精神衛生鑑定医の報酬及び旅費等に関する條例

(目的)

第一條 この條例は、精神衛生法(昭和二十五年法律第百二十三号)第十九條の規定に基き、精神衛生鑑定医(以下「鑑定医」という。)の報酬及び旅費等について定めることを目的とする。

(報酬)

第二條 鑑定医の報酬は、診察一件につき五百円とする。

(旅費)

第三條 鑑定医が診察のため旅行するときは、別表に定める旅費を支給する。

2 前項に定めるものを除く外、旅費の支給に関しては、鳥取縣旅費支給條例(昭和二十五年八月鳥取縣條例第三十二号)を準用する。

(診察実費)

第四條 鑑定医が診察に費用を要したときは、その実費を支給する。

(細則)

第五條 この條例に定めるものを除く外、報酬及び診察実費の支給に関し必要な事項は、知事がこれを定める。

附則

この條例は、公布の日から施行し、昭和二十五年七月一日から適用する。

00426

別表

区分	鉄道賃	船賃	車馬賃 一料につき	日当	宿泊料一夜 につき	食卓料 一夜につき
金額	二等運賃	二等運賃	三、六〇	一九二	九六〇	七六八
				円	円	円
				一九二	七六八	一九二
				円	円	円

◇鳥取縣條例第二十三号

鳥取縣農業綜合研究所設置條例を次のように定める。

昭和二十六年三月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣農業綜合研究所設置條例

(目的)

第一條 農業の生産力の發展と農民の社会福祉の向上を
経済、社会、文化等の綜合的見地から検討し本縣に最
も適合せる施策の樹立に資するため、鳥取縣農業綜合
研究所(以下「研究所」という)を設置する。

(研究所の設置場所)

第二條 この研究所は鳥取市に置く。

(業務の内容)

第三條 この研究所は第一條の目的達成のため次の事項
の調査研究を行う。

- 一 農業經濟に関する調査研究
- 二 農業振興に関する調査研究
- 三 農業生産力に関する基礎調査
- 四 農民の社会福祉の向上のため、経済、社会、文化
等に関する科学的調査研究
- 五 農業綜合計画に関する調査研究
- 六 その他目的達成上必要な事項

(職員)

第四條 研究所に次の職員を置く。

- 所 長 一名
- 事務吏員 若干名
- 技術吏員 "
- その他の職員 "

(施行規定)

第五條 この條例の施行に關し必要な事項は知事が別に

00427

定める。

附 則

この條例は公布の日から施行する。

◇鳥取縣條例第二十四号

鳥取縣工業試驗場設置條例を次のように定める。

昭和二十六年三月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣工業試驗場設置條例

(目的)

第一條 工業(木製品工業及び金屬工業を除く)に關す
る試験研究並びに指導を行いその振興を図る目的のた
めに鳥取縣工業試驗場(以下「試験場」という)を設
置する。

(業務内容)

第二條 前條の目的を達成するため試験場は次の業務を
行う。

- 一、製紙、窯業、醸造 染織工業に關する調査並びに

綜合企画

- 二、工業用原材料及び製品の分析試験鑑定
- 三、工業用機械器具及び製作技術に關する試験研究並
びに指導
- 四、試作並びに見本品の配布
- 五、工芸意匠図案の研究並びに指導
- 六、講習、講話、実地指導並びに傳習
- 七、その他目的達成に必要な事項

(名称及び位置)

第三條 試験場の名称及び位置は次の通りとする。

- 名 称 位 置
- 鳥取縣工業試驗場 鳥取市西町

(職員)

第四條 試験場に次の職員を置く。

- 場 長 一名
- 事務吏員 若干名
- 技術吏員 "
- その他の職員 "

00428

(施行規定)
第五條 この條例の施行に關し必要な事項は知事が別に定める。

附則

第六條 この條例は昭和二十六年四月一日から施行する。
第七條 鳥取縣工業試驗場規程(昭和十九年七月鳥取縣告示第三百八十九号)は廢止する。

◇鳥取縣條例第二十五号

鳥取縣木材工業指導所設置條例を次のように定める。

昭和二十六年三月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣木材工業指導所設置條例

(目的)

第一條 木製品工業(竹工業、漆工業、杞柳工業及び製材業を含む)に關する試験研究並びに指導を行いその振興を図る目的のために鳥取縣木材工業指導所(以下「指導所」とする。)を設置する。

(業務内容)

第二條 前條の目的を達成するため指導所は次の業務を行う。

- 一、木製品工業に關する調査並びに総合企画
- 二、木製品工業關係材料、機械器具及び製作技術に關する試験研究並びに指導
- 三、木製品の試作並びに見本品の配布
- 四、木製品に關する意匠、図案の研究並びに指導
- 五、経営管理に關する研究並びに指導
- 六、展示会、講習会、講演会等の開催
- 七、技能者の養成
- 八、その他の目的達成に必要な事項

(名称及び位置)

第三條 指導所の名称及び位置は次の通りとする。

名 稱 位 置

鳥取縣木材工業指導所 鳥取市湯所町

(職員)

第四條 指導所に次の職員を置く。

00429

所 長

一名

事務吏員

若干名

技術吏員

その他の職員

(諮問委員会)

第五條 指導所の円滑な運営を図るため諮問委員会を置く。

(施行規定)

第六條 この條例の施行に關し必要な事項は知事が別に定める。

附則

この條例は昭和二十六年四月一日から施行する。

◇鳥取縣條例第二十六号

昭和二十六年一月鳥取縣條例第二号鳥取縣農業試驗場設置條例の一部を次のように改める。

昭和二十六年三月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣農業試驗場設置條例中改正條例

第三條中「鳥取縣農業試驗場津の井泉樹分場、鳥取縣若美郡津の井村大字広岡」の次に「鳥取縣農業試驗場東伯分場鳥取縣東伯郡上井町大字福庭」を加える。

第四條中分場長「二名」を「三名」に改める。

附則

この條例は昭和二十六年四月一日から施行する。

告 示

◇鳥取縣告示第四百一十一号

国民健康保険を行う次の村に対し国民保険法(昭和十三年四月法律第六十号)第八條ノ十二の規定に基き條例の變更を認可した。

昭和二十六年三月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、国民健康保険を行う村 日野郡日野上村

一、條例變更の認可年月日 昭和二十六年三月十六日

◇鳥取縣告示第四百四十二号

国民健康保険を行う次の村に対し国民健康保険法(昭和十三年四月法律第六十号)第八條ノ十二の規定に基き條例の制定を認可した。

昭和二十六年三月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、国民健康保険を行う村 日野郡二部村
- 一、條例制定の認可年月日 昭和二十六年三月十六日

昭和二十六年三月三十日印刷
昭和二十六年三月三十日発行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

發行

鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町

印刷

鳥取縣